

■三菱 UFJ-VISA 会員規約の変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後
1	第24条(合意管轄裁判所) 会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。	第24条(合意管轄裁判所) 会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、 <u>会員の住所地、日本国内におけるカード利用地または当行の本店、支店もしくは営業所の所在地</u> を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とします。
2	第 30 条(支払停止の抗弁) (略) 2. 第 1 項にかかわらず、会員は、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。①商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合 ②商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合 ③クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除く。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき ④その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合	第 30 条(支払停止の抗弁) (略) 2. 第 1 項にかかわらず、会員は、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。①商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合 ②商品の破損、汚損、故障、 <u>その他契約の内容に適合しないものがある場合</u> ③クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除く。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき ④その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合
3	【お問い合わせ・相談窓口】 1. 商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、および支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第 30 条第 5 項)については、当行におたずねください。 株式会社三菱 UFJ 銀行 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1	【お問い合わせ・相談窓口】 1. 商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、および支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第 30 条第 5 項)については、当行におたずねください。 株式会社三菱 UFJ 銀行 〒100-8388 <u>東京都千代田区丸の内 1-4-5</u>

■個人情報の取り扱いに関する重要事項の変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後
1	個人情報の提供および利用 (略) 10. 本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせ先は、下記までお願いします。 (略) 株式会社三菱 UFJ 銀行 〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 電話 0120-885-052(フリーダイヤル)	個人情報の提供および利用 (略) 10. 本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせ先は、下記までお願いします。 (略) 株式会社三菱 UFJ 銀行 〒100-8388 <u>東京都千代田区丸の内 1-4-5</u> 電話 0120-885-052(フリーダイヤル)